

相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を
教育長に委任する規則

平成 21 年 4 月 1 日
教委規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務を教育長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。ただし、特に重要なもの又は異例に属するものについては、この限りでない。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、変更及び廃止を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得を申し出ること。
- (4) 府費負担教職員の懲戒及び分限による免職並びに校長及び教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (7) 社会教育委員その他法令に基づく委員を委嘱すること。
- (7) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。
- (8) 教育予算その他議会の議決を経るべき事項について意見を申し出ること。
- (9) 小学校及び中学校の教科用図書を採択すること。
- (10) 重要な陳情、請願等を処理すること。
- (11) 前各号のほか、特に重要と認められる事項

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、前項各号に掲げる事項のうち、緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、これを専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により事務を専決処理したときは、次の教育委員会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 6 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第 2 条の規定は適用せず、改正前

の相楽東部広域連合教育委員の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条の規定は、なおその効力を有する。